

## (4) ルートにおける整備事例

### ①整備事例 1

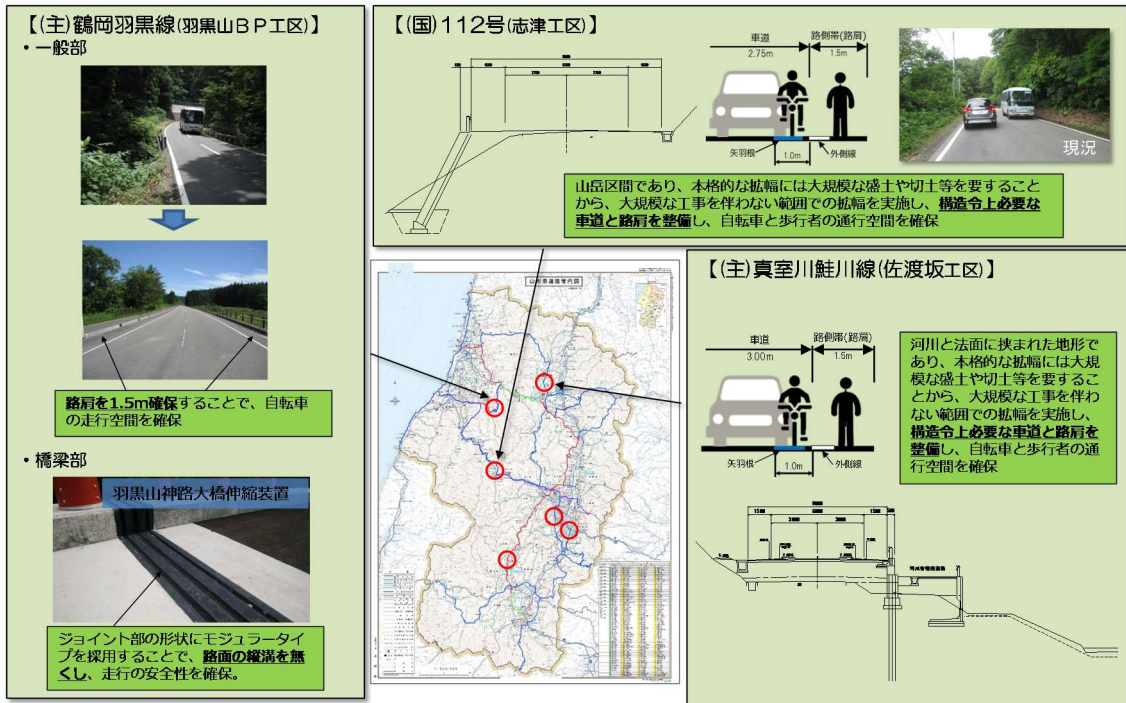


図 3-13 県管理道路における整備事例①

### ②整備事例 2

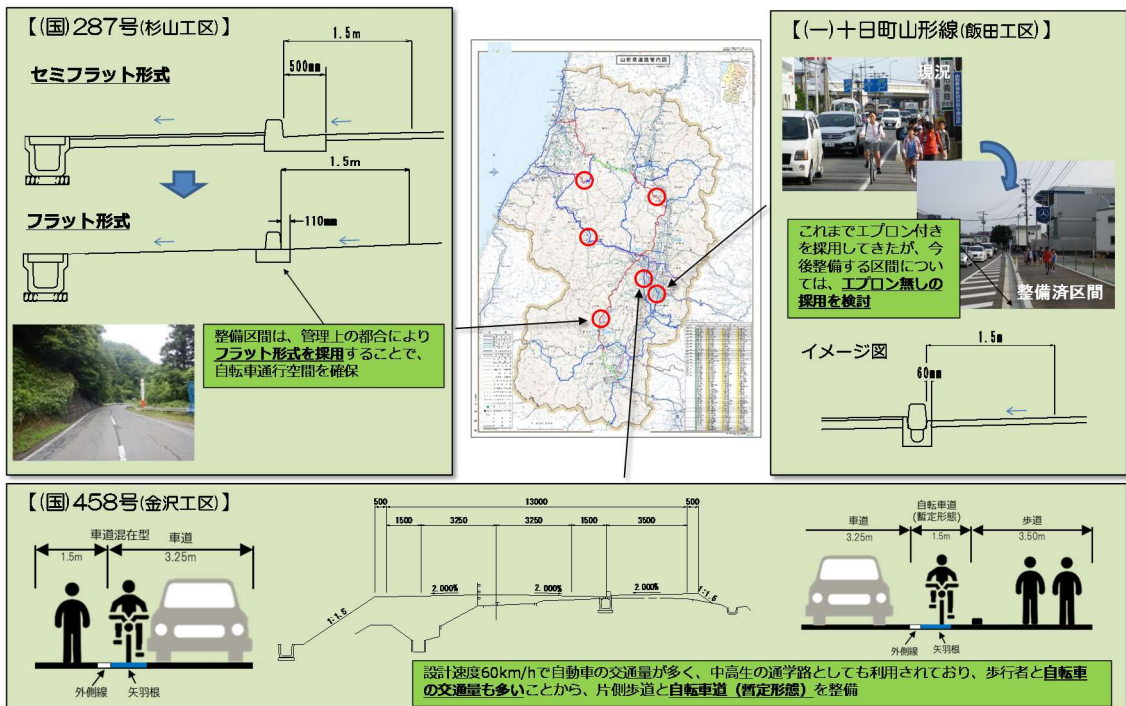


図 3-14 県管理道路における整備事例②

## 4. ルートにおける案内看板、路面表示等案内施設の整備及び管理方針

### (1) ルート案内看板の整備方針

#### ①案内看板の設置基本方針

ルートの案内は、冬期の除雪によって路面表示が切削されるため、既設道路付属物（道路標識・道路照明等）支柱への「案内看板シール」の貼り付けを標準とする。

ただし、貼り付けスペースが十分に確保できない場合は、既設支柱またはガードレールに別途案内看板を添架（図 4-2 参照）するものとする。

案内地点	設置基本方針
交差点	<p>ルートが右左折で分岐する交差点で【予告】【分岐】【確認】の案内看板シールを双方向に設置するものとする。</p> <p>【①予告】: 交差点の300m程度手前に設置するものとする。</p> <p>【②分岐】: 左折時には交差点手前の道路付属物に、右折時には交差点の手前又は奥側いずれかの道路付属物に設置するものとする。</p> <p>【⑤確認】: 交差点から50m程度先に設置するものとする。</p>
④単路部	平野部・山間部に限らず概ね5km間隔で双方向に設置するものとする。
⑤目的地 (経路地) 周辺部	目的地(経路地)の500m～5km程度手前に設置するものとする。
⑥ヒルクライム ルート	<p>ヒルクライムルートの単路部には、ルート案内に現在地標高を併記するものとする。</p> <p>※想定しているヒルクライムルートはC-1(六十里街道区間)、C-2、C-5、C-7、C-9</p>

図 4-1 ルート案内看板の設置基本方針

## ②案内看板の標準仕様

ルート案内看板（シール）は大きさ・表記内容は、下記縦型を標準とする。

自転車ピクトグラム、進行方向、ルート番号を表示し、さらに予告案内には予告標識を併記するものとする。背景色は一般的な道路標識に倣い青色を標準\*とする。

また、目的地（経由地）周辺部およびヒルクライムルートにおける案内看板（シール）の大きさ・表記内容は、下記を標準とする。

案内看板（シール）の設置高さは、サイクリストの視線高さを考慮し路面から150cmを標準とする。



図 4-2 案内看板の標準仕様

### ③現場状況に応じたルート案内看板の設置

標準仕様のほか、現場状況に応じ下記の案内看板を設置するものとする。

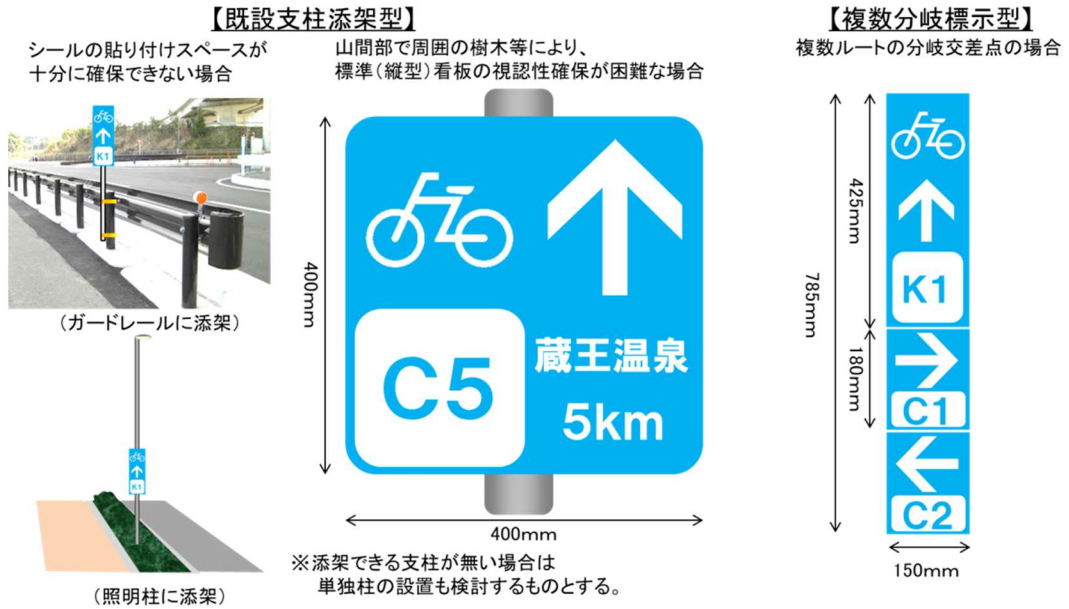


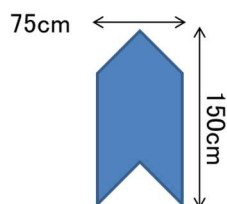
図 4-3 状況に応じたルート案内看板

## (2) 路面表示（矢羽根）の整備方針

### ①路面表示（矢羽根）の標準仕様

車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバーの双方に示し、安全な走行環境を確保するため、「矢羽根型路面表示」を設置するものとする。

また、歩道の有無および路肩幅により、下記3パターンのとおり設置する。



市街地を想定した「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H28.7 国土交通省道路局・警察庁交通局)」を準用。色は、ガイドラインに基づき青色を標準とするが、景観保全の観点から適切でない場合は、個別に検討できるものとする。

配置位置	歩道なし		歩道あり	
			路肩が1.0m未満	路肩が1.0m以上
	<p>※車道外側線から車線内1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる</p>		<p>※路肩端から1.0m以上離れた位置に矢羽根の右端を設置 ※矢羽根が外側線と重なる場合には、車道外側線の下に重ねさせて設置できるものとする。 ※路肩が1.0m以上の場合、矢羽根右端と外側線左端を外側線幅分(15cm)離隔させるものとする。</p>	<p>※路肩が1.0m以上の場合、矢羽根右端と外側線左端を外側線幅分(15cm)離隔させるものとする。</p>

図 4-4 路面表示（矢羽根）の標準仕様

### ②路面表示（矢羽根）の主な設置地点

ルート上の県管理道路においては、①主要な交差点の分岐後、②急カーブの手前、③トンネルの入口手前への設置を基本とし設置間隔は 10m を標準とする。

ただし、設置箇所ごとの実情に合わせてそれぞれを変更することも可能とする。

①主要な交差点	②急カーブ内側	③トンネルの入口
<p>主要な交差点には、交差点の分岐後に10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>目的:歩行者、自転車、自動車の適切な分離と共存を図る</p>	<p>急カーブ内側の手前には、前後の状況*に応じて、10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>*視距がない、山間部の上り区間を想定</p> <p>目的:急カーブでは自動車が内側に寄って通行する場合や、見通しが効かない場合が多いため、ドライバーに注意喚起を促す</p>	<p>トンネル入り口手前には、10m間隔で矢羽根を2個以上設置</p> <p>目的:トンネルには路肩が狭い箇所が多く、暗いため、ドライバーに注意喚起を促す</p>

図 4-5 路面表示（矢羽根）の設置地点

### (3) 案内看板の設置イメージ

ルート of 双方向で案内看板（シール）を設置する。

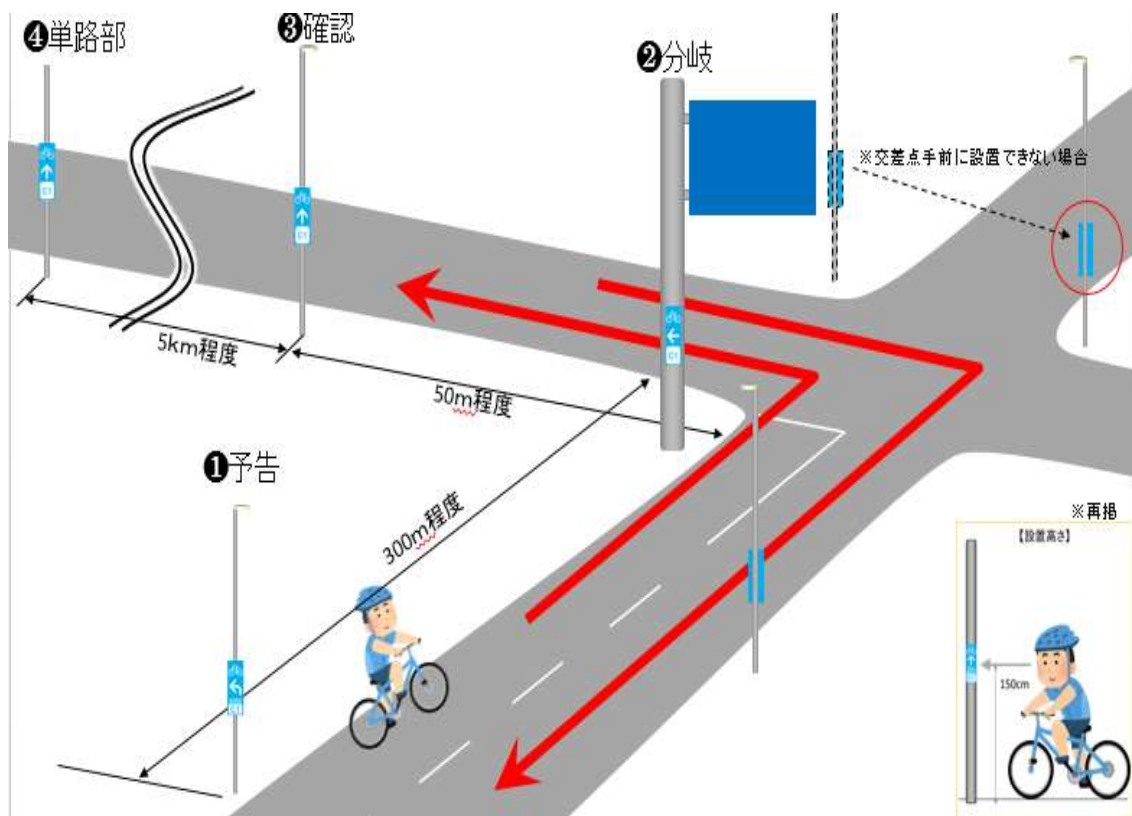


図 4-6 案内看板の設置イメージ

#### (4) 自転車の安全な通行に配慮した道路管理

自転車利用の視点に立った道路管理を強化する。

路面状況の改善	段差・横断構造物の改善	危険箇所の改善
<p>山形県の自転車道の現況</p>  <p>舗装修繕や自転車道の両端にブルーライン(t=15cm)を表示</p>  <p>※ルート上の既設グルーピング(特に縦溝、斜溝)については、舗装補修工事の際に、自転車が安全に走行できるスペースの確保に努める。</p>	<p>ルート上の横断無溝等、通行の妨げとなる段差や溝の解消に努める</p>  <p>街渠をエプロン幅の狭いタイプに変更し、自転車通行空間を広く確保した事例</p>  <p>従来型</p>  <p>改善型</p>  <p>※ルート上の自転車走行位置にかかるマンホールについては、舗装新設及び舗装修繕工事の際に段差解消対策の実施に努める。</p> <p>出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p>	<p>トンネル内走行注意</p>  <p>トンネル部における安全確保のため、注意喚起標識を設置した事例</p> <p>出典:ナショナルサイクルルート制度(国土交通省)</p> <p>マンホールの蓋に滑り止め加工を施した事例</p>  <p>出典:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン</p> <p>注意</p>  <p>福島県 検原湖周辺道路</p> <p>注意</p>  <p>奈良県</p> <p>ドライバーに対し、自転車通行への注意喚起を促す標識の事例</p>

図 4-7 自転車の安全な通行に配慮した道路管理

## 5. サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進方針

### (1) 基本的な考え方

広域的なサイクリングモデルルートを活用して誘客を促進するため、サイクリング環境の向上と情報発信の取組みを推進する。

走行環境の整備促進や観光関連施設での受入環境整備の機運醸成の取組みにより受入環境を充実するとともに、魅力的な観光資源とセットにしたサイクリストへの情報発信の取組みにより誘客を促進する。

サイクルリストの入込の増加は、民間企業を中心とした受入環境の機運を向上する要因となり、更なる受入環境の充実・拡大につながることを期待される。このような好循環を創り出すことで、観光立県の推進を図る。

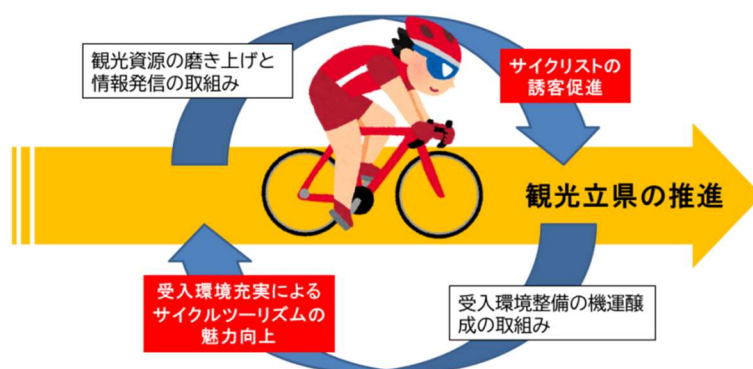


図 5-1 サイクリング環境の向上と情報発信による観光立県の推進（イメージ）

### (2) 受入環境の整備

国は、自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ナショナルサイクルルート制度を創設した。この制度では、サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであることなど、一定の要件を満たすサイクリングルートを対象としてナショナルサイクルルートを指定する。「受入環境」に関する要件としては、ゲートウェイの整備、サイクリストが安心して宿泊可能な環境、いつでも休憩できる環境、自転車トラブルに対応できる環境などが示されている。

本県においては、ナショナルサイクルルートの要件なども参考に、自転車が走行しやすい走行環境の整備や案内板の設置、道の駅でのサイクルラック等の施設整備支援の実施とともに、宿泊施設、観光立寄施設等の民間事業者に向けて受入環境の対応ポイントや参考となる事例についての情報発信を行い、受入環境整備に対する機運醸成を図る。



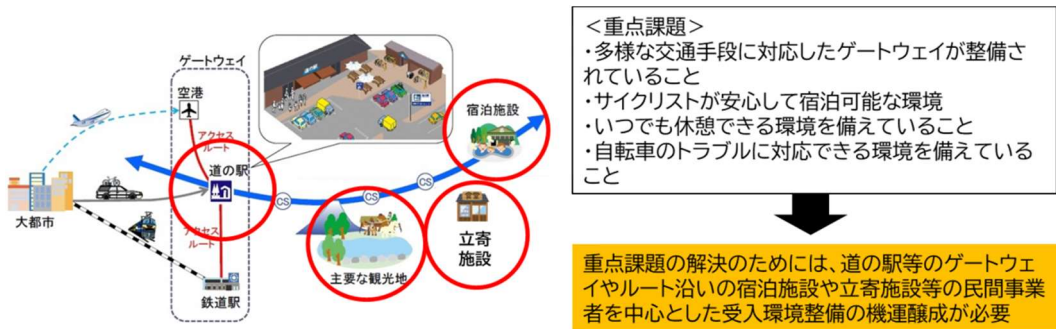


図 5-2 ナショナルサイクルルートの制度の事例

### (3) 本県の魅力を活かしたサイクルツーリズムに関する情報発信

ナショナルサイクルルートに指定されたサイクルツーリズムの先進地では、専用サイトを整備し、ルートや距離、高低差等のルート自体の情報と合わせて、ルート沿線のグルメや宿泊施設等も紹介するなど、サイクリストの必要な情報が一元的に得られるような取り組みを行っている。このように、サイクリスト誰もが、どこでも容易に情報が得られる環境を整備することが重要である。

本県では、広域的なサイクリングモデルルートの設定を契機として、自転車通行空間や案内看板・路面表示等の整備状況も踏まえながら、ルート沿線の本県の魅力である精神文化や多様な食、豊かな自然などの観光資源の磨き上げを行うとともに、山形県公式観光サイト「やまがたへの旅」内のサイクルツーリズムの専用サイトにより、一元的な情報発信を図る。

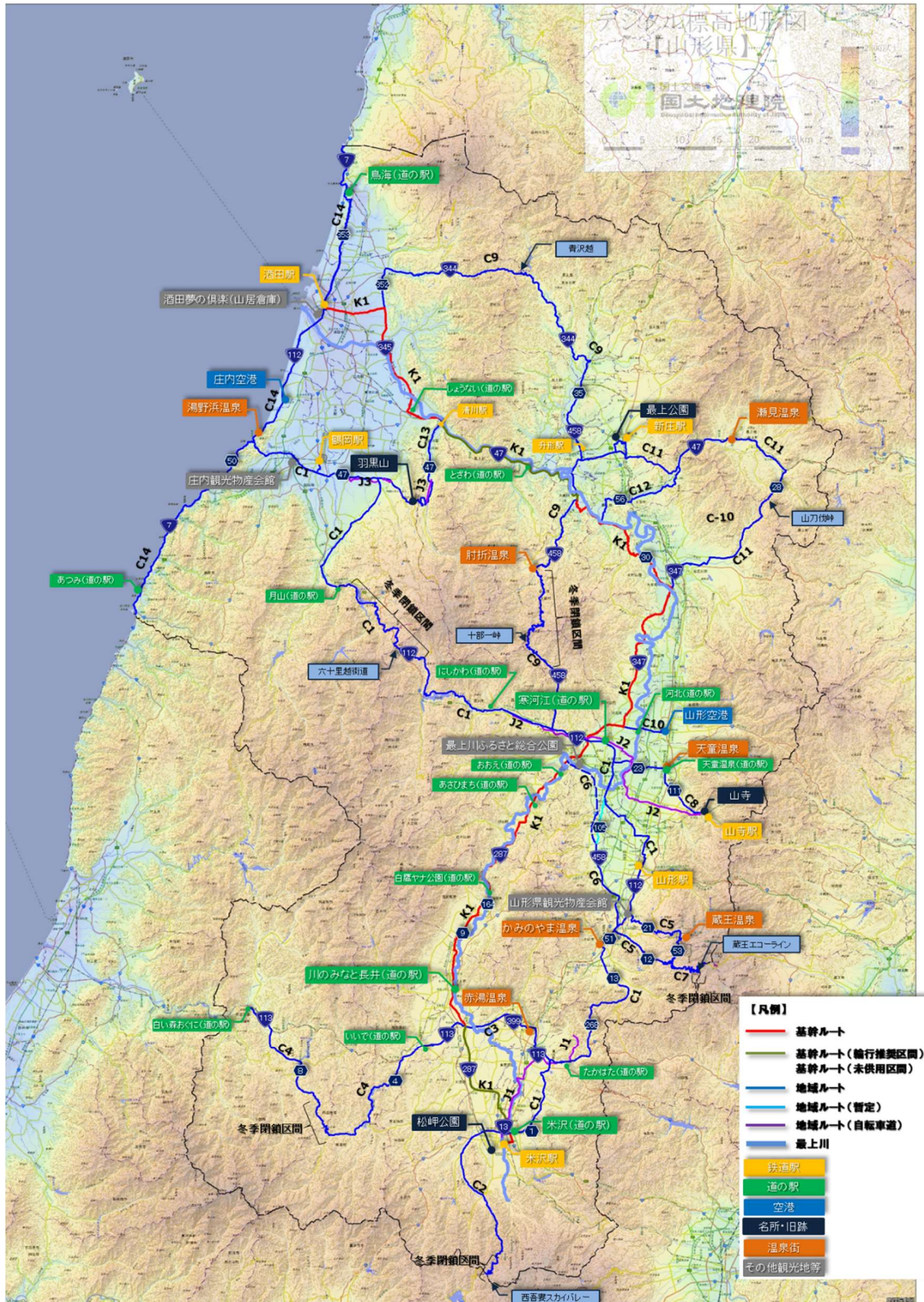


図 5-3 山形県公式観光サイト「やまがたへの旅」での情報発信

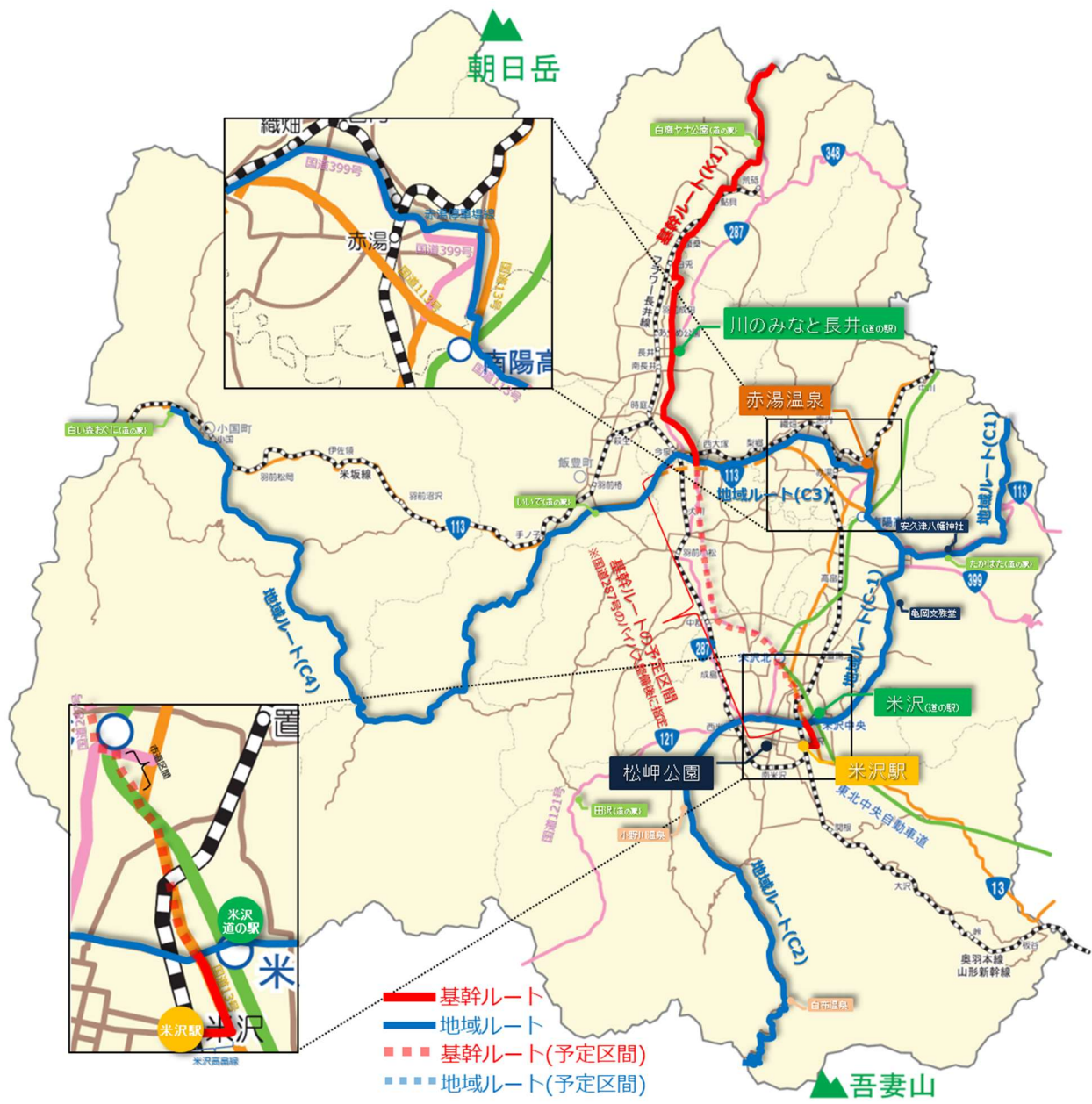
## 6. 山形県自転車ネットワーク計画（位置図、路線一覧）

### (1) 位置図

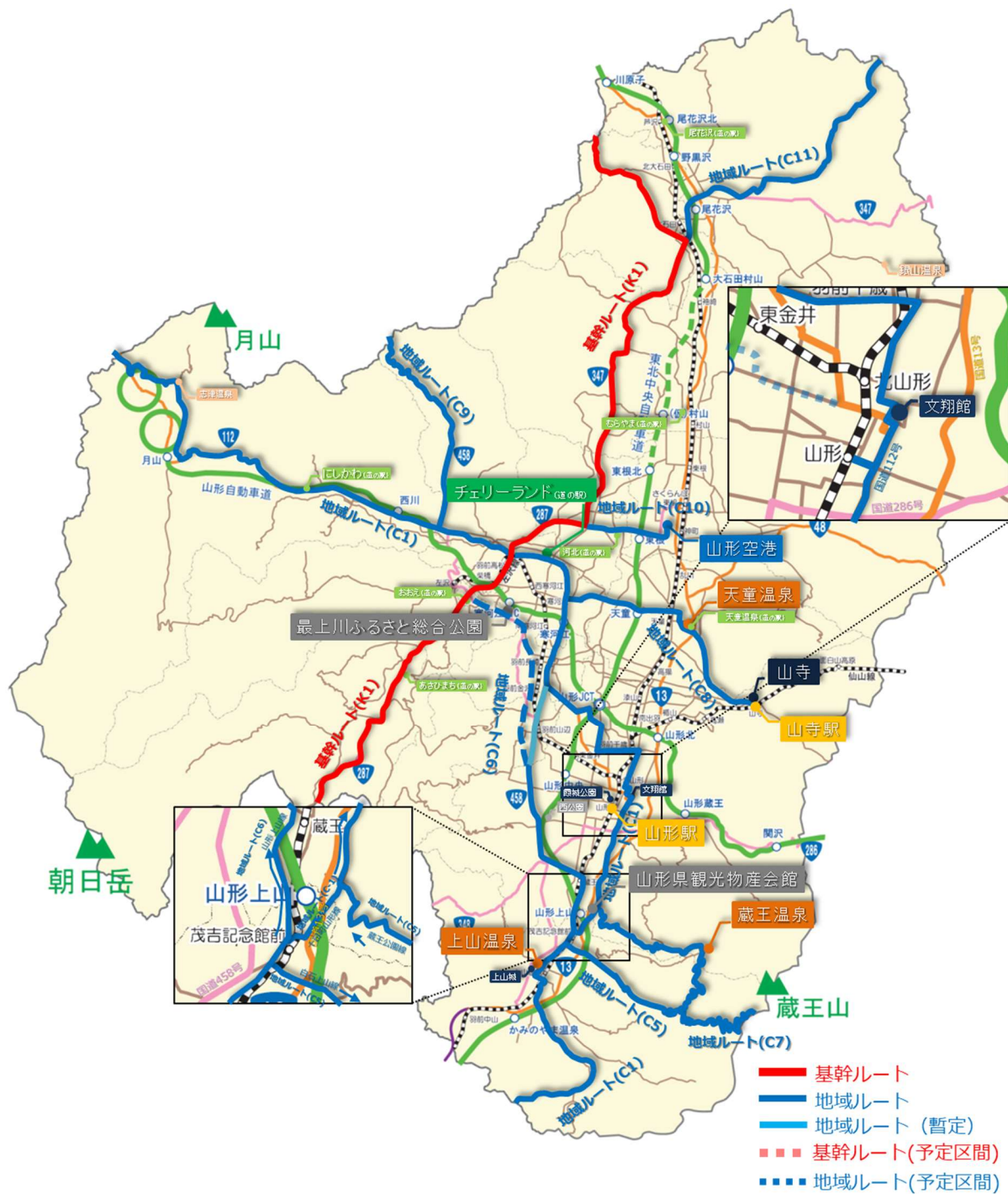
#### 県全域位置図



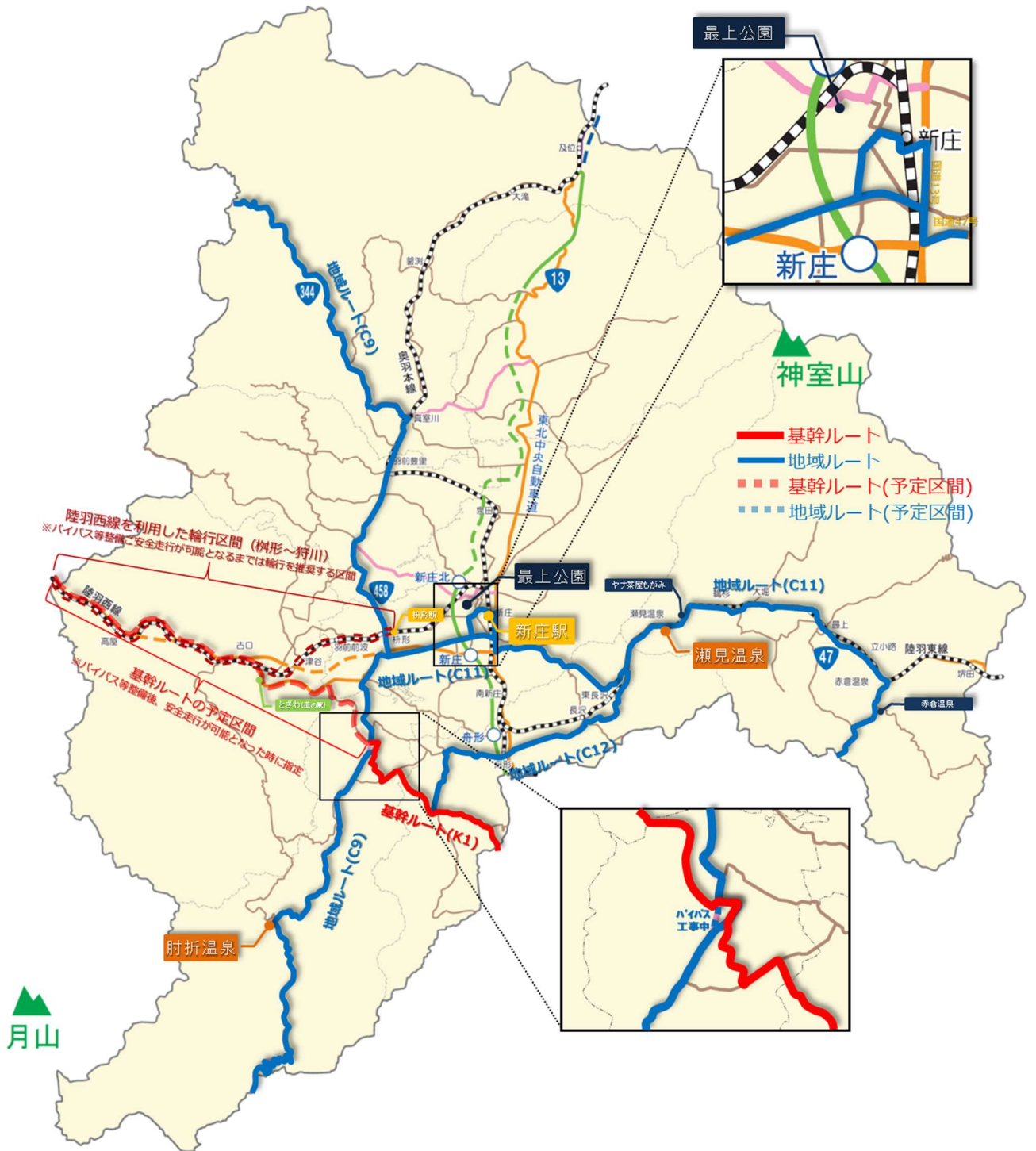
**地域別位置図【置賜地域】**



# 地域別位置図【村山地域】



**地域別位置図【最上地域】**



# 地域別位置図【庄内地域】

